

声明

健康保険法等改正案の可決・成立に抗議する

6月4日の参議院本会議において、「75歳以上の医療費窓口負担の2割負担導入」などを含む健康保険法等の一部改正案が可決成立した。

今回の法改正は現役世代の負担軽減のために、負担能力のある後期高齢者に負担を求めるものだが、現役世代の負担軽減は一人当たり年間350円。1割から2割となる後期高齢者は配慮措置を行っても一人当たり年2.6万円の負担増でありあまりにもバランスが悪い。一方、制度改正による公費の削減は980億円とされており、現役世代の負担軽減はあくまで口実であり実質的には後期高齢者の負担増による公費の削減であることは明白である。

負担能力のあるものに応分の負担という考え方は間違っていないが、いわゆる「応能負担原則」は保険料や税で適用すれば良いことであり、保険給付において所得に応じて負担を増やすべきではない。なぜなら、高額な窓口負担は受診抑制につながり、必要な医療を受ける権利を阻害するからである。

政府は対象範囲とされた「単身世帯で年収200万円以上」は2割負担としても問題ないとするが、今回の負担増による受診抑制効果が900億円と見積られており、高齢者の受診行動に影響することが前提とされている。

本会が行った新型コロナウイルス感染症拡大による患者の受診実態に関して、会員医療機関からは「受診をためらっているうちにがんのステージが進行した」、「糖尿病患者の通院中断による血糖コントロールが心配」、「高齢者の心不全悪化が多数」といった報告があり、受診の手控え、治療中断はまさに患者の健康に直結するものといえる。

本会では負担能力に応じて税・保険料を適正に負担した上で、医療が必要な場合は負担なしで受けられる医療制度を目指しつつ、当面の患者窓口負担の軽減を求めている。

こうした立場から、今回の後期高齢者の「2割負担導入」に抗議するとともに、来年10月以降とされる実施の中止に向けた取り組みを進めていくことを表明する。

2021年6月4日
長野県保険医協会
会長 宮沢 裕夫